

公益社団法人 アクト・ビヨンド・トラスト

助成事業実施規程

(趣旨)

第1条 公益社団法人アクト・ビヨンド・トラスト（以下、「この法人」という）は、自然環境と人間生活の調和を図ることを目的とし、公正で持続可能な社会づくりに資する市民活動及び調査・研究に対して定款第4条に定める助成事業を行う。

(助成事業の部門)

第2条 助成事業は次の部門を設ける。

- (1) オーガニックシフト部門
- (2) エネルギーシフト部門
- (3) 東アジア エコ&ピースシフト部門
- (4) フェーズシフト部門

(オーガニックシフト部門)

第3条 オーガニックシフト部門においては、社会的・環境的に持続可能なかたちで安全な水や農産物が供給され、だれもがそれらを公正・公平に享受できる社会の実現に資する活動及び調査・研究を助成対象とし、以下のプログラムを設ける。

- (1) ネオニコチノイド系農薬問題助成
- (2) オーガニック給食推進助成

2 ネオニコチノイド系農薬問題助成においては、ネオニコチノイド系農薬をはじめ人体や生態系への未知の影響が懸念される化学合成物質に頼らない社会の実現に資する活動及び調査・研究を助成対象とし、以下の分野を設ける。

- a) 調査・研究
- b) 広報・社会訴求
- c) 市場“緑化”
- d) 政策提言

3 オーガニック給食推進助成においては、オーガニック給食を提供する活動、オーガニック給食の実現・継続をめざす準備活動、オーガニック給食をさらに普及させるための広報・社会訴求活動やロビー活動を助成対象とする。

(エネルギーシフト部門)

第4条 エネルギーシフト部門においては、自然エネルギーで成り立つ社会の実現に資する活動及び調査・研究を助成対象とし、以下の助成対象分野を設ける。

- a) エネルギー転換
- b) 放射線影響調査
- c) 被ばく防護
- d) 政策提言

(東アジア エコ&ピースシフト部門)

第5条 東アジア エコ&ピースシフト部門においては、環境問題を切り口に東アジアの市民同士の協働・交流を促進する活動を助成対象とする。

(フェーズシフト部門)

第6条 フェーズシフト部門においては、上記3部門にとらわれず環境課題の解決に資す

る活動等を助成対象とし、以下のプログラムを設ける。

(1) スポット助成

2 スポット助成においては、萌芽的・試行的な活動、あるいは緊急性を要する活動を助成対象とする。

(助成対象企画の募集方法)

第7条 助成対象となる企画は公募によって一般から募る。

2 募集に際して必要な事項は別途、部門またはプログラムごとの募集要項に定め、公開する。

(助成期間)

第8条 各プログラムの助成期間は、原則1年間とする。

(助成回数の制限)

第9条 同一の個人ないし団体に対する助成は原則5回を上限とする。ただし、少額の助成プログラムに関してはその限りではない。

2 同一の団体とは、名称が同一の団体のほか、ネットワーク組織や複数団体との連携による企画において、主な事務局機能が過去の助成団体と同じであることを指す。主な事務局機能とは、主要なメンバーまたは事務局の所在地が同一であることを指す。

3 最後の助成期間終了後10年経過した個人ないし団体については再び申請することを妨げない。また、その際の助成回数は10年経過後の初回採択を1回目とし、最大5回まで助成可とする。

4 本条に関する申請資格についての最終的な判定は選考委員会に諮るものとする。

(助成対象企画の選考)

第10条 企画の採否は有識者らからなる選考委員会による選考結果に基づき、この法人が決定する。

2 助成対象となる企画を選考するための基準及び方法は別途、部門またはプログラムごとに定める選考規程に従うものとする。

3 すべての助成対象企画は、いずれか1つの部門ないしプログラムに属する。ただし、複数の部門ないしプログラムにまたがる内容の企画については、選考にあたって他の部門ないしプログラムの選考委員会に意見を求めることができる。また、助成金を複数の部門ないしプログラムから折半して拠出することができる。

(助成対象費目)

第11条 本助成は活動や調査・研究等の企画に対する助成であることから、以下については原則として対象としない。

(1) 団体・組織を維持するために必要な固定的な経費（家賃・光熱費など）

(2) 他の事業に流用可能な汎用性の高い什器備品類（パソコン、デジカメ、スキャナー、机など）の購入費

2 助成対象となる費目は別途、部門またはプログラム毎に助成企画実施要項を定める。

(助成金の交付)

第12条 第10条の規定により助成が決定した団体ないし個人（以下、「助成先」という）には、この法人から助成金交付決定を通知する。

2 この法人は助成金交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

3 この法人は助成金の交付にあたり、前項の条件及び助成額、期間等を記した活動支援

に関する覚書を助成先と締結する。覚書は双方が記名押印の上、1通ずつ保管する。

4 この法人は、前項の覚書を締結した翌月の25日までに助成金を助成先に交付する。

(企画内容の変更)

第13条 この法人は、助成先から企画内容の変更に関する相談や報告を受けた際には、その可否を判断し、速やかに助成先に通知する。

2 この法人へ報告を要する変更については、別途助成企画実施要項に定める。

3 企画内容の変更について、選考委員の助言を求めることができる。

(企画内容の調査及び検査)

第14条 この法人は、助成金の交付目的を達成するために必要と認めるときは、助成企画の遂行状況を調査し、帳簿及び関係書類等を検査することができるものとする。

(実績報告)

第15条 この法人は適宜、助成先に対して助成企画の遂行状況について確認する。また、助成企画実施終了後1ヶ月以内に提出された最終報告書及び会計報告書を確認の上、主な助成成果及び会計報告をウェブサイト等で公表する。

(助成金の取消及び返還)

第16条 この法人は、助成先が次のいずれかに該当するときは、助成金の交付を取り消し、またはすでに交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 助成金を、事業の目的以外に使用したと認められるとき

(2) 事業の実施に当たって、不正な行為があると認められたとき

(3) 事業の実施について、この法人が指示した事項に従わないとき

(4) 必要な書類の提出がなされないとき

(5) 助成先の都合により企画の実施が不可能になったとき

(6) 交付された助成金に残余が生じたとき

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別途定めるものとする。

附 則

この規程は2025年3月1日から施行する。